

## 「学位プログラムを中心とした大学制度」の検討の方向性

## 1. 「学位プログラムを中心とした大学制度」が目指すもの

- 「学位プログラム」とは、「学生が短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得するに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを習得するように体系的に設計された教育プログラム」といえる。
- 現行制度においては、大学には学部等を置くことが常例とされ、学生と教員が所属する学部等の組織が設置基準に定める外形的要件を満たすこと、そしてこれを文部科学大臣の認可に係らしめることによって大学教育の質を担保している。
- 本来、学部等の組織においては、教育研究を一体的に遂行されることが期待されており、学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝提供される学位プログラムが、一対一の関係にあることが原則となっている。学校教育法施行規則の改正により、各大学において「3つのポリシー」の策定・公表が義務付けられたところであり、この内部質保証の取組を通じ、組織と一体となった従来の大学の学部等で実施される教育課程も、当然に学位プログラムとして機能するものである。
- しかし、こうした学部という組織を前提とした大学の在り方には、大きく2点の課題が指摘されている。すなわち、①近年の急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等を踏まえ、研究上の要請と教育上の要請とが必ずしも一致しない場合がある点、②学部等の独立性を強調するあまり、組織間の協力や資源の結集が困難となり、例えば境界領域の分野などの教育に機動的に対応できない場合があるという点である。
- 既に学校教育法の体系の下では、大学において学部等以外の教育研究上の基本組織（例えば「学群」など）を設けることができることとされており、一部の大学では教員組織と教育組織の分離の取組も見られるところである。こうした「学群」などは、教育上の目的に応じて組織されるものであり、教員は例えば「系」などの研究組織に本籍を置いた上で、「学群」においては一定の役割を分担するといった取組が可能なものとなっており、研究組織にとらわれずに、多様な教育ニーズに対応した取組を行うことが可能であり、前述の課題

を克服して学位プログラムの実現にも資する仕組みであるといえる。

- しかし、現行の設置基準は、既存の学内の学部や学部以外の教育研究上の基本組織（以下、「学部等」という。）同士が資源を持ち寄って新たな教育課程を編成・実施することを想定しておらず、大学が既存の複数の学部等の一部を切り出して教育課程を実施することとした場合も、新たな学部等の設置を行うことが求められている。さらに、既存の複数の学部等を切り出して新たな学部等を設置する場合には、仮に既存の複数の学部等の学生定員を相当する数だけ減少する場合であったとしても、新たな学部等について新たに専任教員や校舎の面積基準、施設設備の基準を満たすことが求められることになり、大学全体としては新たな資源を用意することが求められている。このことが、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。
  
- こうした現行制度上の課題を踏まえ、今後は特に、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修を実現していくためには、学位を与える課程に着目した在り方をより重視していく必要がある。このことから、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、複数の学部等を設置する大学が「学部等の組織の枠を越えた学位プログラム（以下「学修プログラム」という。）」を、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度上位置づけることとしてはどうか。
  
- この「学修プログラム」を制度上位置づけることにより、大学内の様々な既存の学部等の資源を結集して機動的に学部横断的な教育課程を編成できる（例えば授業科目のナンバリングなどカリキュラムの構造化の取組がより効果的に機能する）ようになるものと考えられる。さらに、学修プログラムの取組は、学生の教育ニーズと大学の教育内容とのミスマッチを減少させるだけでなく、当該大学の教学マネジメントの改善にも影響を与えることが見込まれ、さらには、カリキュラムの革新につながることも期待される。

## 2. 新たな類型としての「学修プログラム」の制度設計上の論点

### (1) 学部等の組織を越えた教育課程の設置基準上の在り方

①学修プログラムが、既存の学部等の緊密な連携・協力の下で、教育課程を実施する上で必要な教員の役割分担、施設設備その他の諸条件を整えること、②学修プログラムが、既存の学部等の連携・協力の下で、教育課程を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みを備えることが可能な場合は、当該学位プログラムに連携・協力する複数の学部等においてそれぞれ大学設置基準の要件が満たされていることが前提に、原則として、当該学修プログラムについて個別に新たに設置基準上の要件を求めないこととしてはどうか。

### (2) 大学設置審査との関係の在り方

一方で、学修プログラムの趣旨が、既存の学部等の資源の活用を促進し、認可に係らない範囲で設置基準の運用の機動性を高めるものであることに鑑みれば、大学設置審査との関係において、単なる設置基準の緩和とすべきではなく、既存の学部等の設置基準上の要件と同様にすべきではないか。

特に、学修プログラム修了者に授与される学位が新たな種類や分野のものとなる場合には、設置認可を得ることを求めるべきではないか。

### (3) 教学管理体制(学修プログラムの実施に当たっての責任体制)の在り方

学修プログラムの質保証の観点から、シラバスの作成・各授業の実施・成績評価といったカリキュラムの編成・実施に加え、学生への教育指導、履修指導、担当教員のFDの実施なども含めた学修プログラムの教学管理体制が必要ではないか。特に、学部・学科の組織を越えた学修プログラムについて、責任を持って担当する教員を大学として確保するよう求めることとしてはどうか。

また、学長の下に全学的な組織を設け、学内の教育課程の質保証の取組を一元的に進めていく必要があるのではないか。

### (4) 学修プログラムを担当する教員組織(専任教員)の在り方

現行制度において、教員は「一の大学に限り」専任教員となることとされているが、運用面では、「一の学部・学科に限り」専任教員とされている実態がある。当該学修プログラムの教育に一定の責任を負うなどの要件を満たす場合には、学部等の専任教員が当該学修プログラムの教育に携わることができることとしてはどうか。一方で、このような教員が学修プログラムの教育を十全に進める上において一定人数揃っている必要があるのではないか。

あわせて、既存の学部等における専任教員の在り方そのものについても、一定の責任を果たす場合は、複数の学部等の専任教員となれる仕組みを検討す

る必要があるのではないか。

#### **(5) 教員のエフォート管理の在り方**

(4)に関連し、設置基準上の専任教員の運用を緩和する場合、大学教育の質保証の観点から、対外的にも明確となる方法で個々の教員の勤務状況を適切に管理する必要があるのではないか。また、「社会人の学び直し」のニーズの高まりなどに応じ、今後各大学において履修証明プログラム等の拡充が見込まれることに鑑み、こうした業務も含めたエフォート管理が必要ではないか。

#### **(6) 学修プログラムに参加する学生組織(收容定員)の在り方**

現行制度においては、收容定員は学科・課程を単位として、学部等ごとに学則で定められることとされている。学修プログラムの実施に当たっては、前述のとおり、既存の学部等が大学設置基準の要件を満たすことのみを求める関係上、学修プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の定員の範囲内で設定することとしてはどうか。その際、例えば、学修プログラムが1年次から開講される場合には、入学者選抜を実施する単位としても考えられるのではないか。

また、学修プログラムに参加する学生の所属意識を醸成するような取組も大学として必要ではないか。

#### **(7) 内部質保証(3つのポリシーによるPDCA)の在り方**

現行制度において、大学、学部、学科、課程ごとに「3つのポリシー」を定めることとされているが、学位プログラムの実施に当たり、当該学修プログラムごとに「3つのポリシー」を定めることとすべきではないか。また、認証評価の際、学修プログラムも学科、課程と同様に評価対象とすべきではないか。

### 3. その他の論点

#### (1) 対象となる学位の範囲(短大学士・学士・修士・博士・専門職学位等)

学修プログラムの対象となる学位の範囲をどのように考えるか。今般、特に課題となっている学士課程の学生の「学びの質の保証」という観点から、学士課程に限った制度改正を検討すべきか。あるいは、学士だけでなく、短大学士、修士、博士、専門職学位も含めたすべての学位課程を対象とした制度とすべきか。

一方、今般新たに制度化された学士（専門職）及び短期大学士（専門職）については、教育課程連携協議会の設置や臨地実務実習の実施、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目の開設など、設置基準上に固有の条件が求められていることに鑑み、慎重に検討すべきではないか。

#### (2) 医師・歯科医師・獣医師・看護師等の職業養成課程との整合性

現行制度において、学部・学科といった組織ごとに認定されている医師・歯科医師・獣医師・看護師といった国家資格のための課程認定を伴うものについて、学修プログラムにおいても同様に認定され得ることとすべきか。あるいは、各養成課程の特殊性に鑑み、学修プログラムの対象から除外すべきか。

現行設置基準において、大学の教育課程は学部・学科・課程等の教育上の目的を達成するために、体系的に編成することとされており、学生は4年以上在学し、合計124単位以上修得することで学士の学位を授与される(①)。

このたび、学部・学科の枠を越えた学位プログラムを制度上位置づけ、各学部・学科等の組織を越えて大学全体で体系的にプログラムを編成し、これを履修した者は当該大学を卒業したこととして、学位を授与することができるようにする(②)。

学部	学科	教育課程				学位
		(1年次)	(2年次)	(3年次)	(4年次)	
文学部	国文					学士(文学)
	英文					
	日本史					
	西洋史					
経済学部	経済					学士(経済学)
	経営					
	金融					
	会計					
工学部	機械					学士(工学)
	電気					
	電子					
	情報					
理学部	物理					学士(理学)
	化学					
	生物					
	地学					

① 学部・学科の所定の課程を修了(従来の教育課程)  
※ 組織と一致した形で学位プログラムたりうる。

② 学部・学科横断的にプログラムを編成  
※新たに制度上に位置付ける学位プログラムの形。

一部学位プログラム固有の科目あり



新たな類型の学位プログラム(学位は学士(理学)、専攻はSDGsを想定。)

図. 複数の学部・学科を設置する大学(※)における「学部等の組織の枠を越えた学位プログラム」(イメージ)  
(※ 1学部・1学科のみを設置する単科大学等、1学部内で実施する場合には現行制度で対応可能。)

## (参考) 関係法令

### ○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抜粋）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 （略）

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③・④ （略）

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第一〇〇条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

## ○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抜粋）

（学部）

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

（課程）

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。



(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 (略)

## ○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
  - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
  - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

## ○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）※平成30年4月1日施行 （法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 （略）

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ～ホ （略）

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト （略）

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ・ヌ （略）

二・三 （略）

3 （略）